

新型コロナウイルス感染症 拡大防止に向けたお願い

ご来場はお控えくださいますようお願い
申し上げます。

議決権の行使は、郵送またはインター
ネット等をご利用いただきますようお願い
申し上げます。

第99回 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日～2022年3月31日

日時 2022年6月24日(金曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)

場所 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 3階 第5会議室

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 取締役賞与の支給の件
第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)
に対する譲渡制限付株式の
割当てのための報酬額及び
付与株数の上限改定の件
第6号議案 取締役の報酬額改定の件

目次

・招集ご通知	2
・事業報告	6
・連結計算書類	20
・計算書類	22
・監査報告書	24
・株主総会参考書類	29

 **愛知時計電機株式会社**

証券コード：7723

新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社第99回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた株主の皆様へのお願い及び当社の対応につきまして、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 株主の皆様へのお願い

- ・本株主総会では、議決権行使書の郵送またはインターネット等による事前行使を推奨いたします。ご出席される場合は、株主総会開催日時点の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・会場入口にアルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒にご協力ください。
- ・会場内では会話の自粛をお願いいたします。

2. 当社の対応

- ・役員及びスタッフは常時マスクを着用させていただきます。
- ・株主控室の用意及び飲食物の提供は実施いたしません。
- ・株主様の体調確認を実施いたします。その結果、新型コロナウイルス感染症の罹患等が疑われる方は、入場制限等をさせていただきます場合がございます。
- ・株主総会所要時間は例年より短縮する予定でございます。

なお、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aichitokei.co.jp/>) に掲載させていただきますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

以 上

証券コード 7723
2022年6月8日

株主各位

名古屋市熱田区千年一丁目2番70号

愛知時計電機株式会社

代表取締役社長 國島賢治
社長執行役員

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただくほか、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|------|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月24日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所（3階第5会議室） |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 1. 第99期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第99期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与の支給の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額及び付与株数の上限改定の件
- 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aichitokei.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aichitokei.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ② 事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
 - ③ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ④ 事業報告の「会社の支配に関する基本的な考え方」
 - ⑤ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ⑥ 連結計算書類の「連結注記表」
 - ⑦ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ⑧ 計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

議決権行使 についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、

以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2022年6月24日(金曜日)

午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

当日ご出席いただけない場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時15分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時15分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時15分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等(「スマート行使」を含む。)により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。


株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する

パソコン等の操作方法について

 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会

 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

議決権電子行使 プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

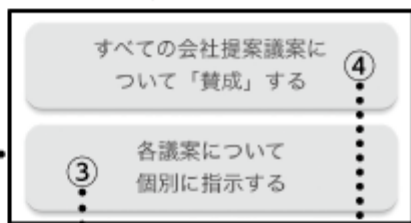


※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

●パソコン等によるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする



議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への制約が続き、エネルギー価格や原材料価格の高騰、更に、電子部品等の資材不足による生産への影響も加わり、ワクチン接種の進展や海外経済の回復などにより、一部に持ち直しの動きが見られたものの、総じて厳しい状況で推移しました。先行きに関しましても、新たなオミクロン株発生による感染症リスクやウクライナ情勢に端を発する地政学リスク、急激な為替変動によるリスクなど、不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻く環境は、公共投資は軟調に推移したものの、前期落ち込んだ新設住宅着工戸数に回復傾向が見られ、更に、企業の設備投資も堅調に推移しており、総じて前期からは改善しました。

このような状況のもと、当社グループは2021年5月に公表しました2021年度から2023年度の3カ年を対象期間とした「中期経営計画2023」の基本戦略「市場の拡大、事業領域拡大へのチャレンジ」、「基盤事業の競争力と収益力向上」並びに「経営力の強化」に基づき、各重点施策を推進してまいりました。

こうした背景の中で、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は、電子部品等調達難による影響を受けたものの、前期落ち込んだ国内市場が回復に向かったことから、前期比0.6%増収の464億8千3百万円となりました。利益面につきましては、増収による効果のほか、販売費及び一般管理費の減少により、営業利益は前期比9.5%増益の32億8千7百万円、経常利益は為替差益の増加等により前期比15.7%増益の38億1千4百万円となりました。前期に投資有価証券売却益の計上があった特別利益は減少したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比6.6%減益の27億8千9百万円となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

(計測器関連事業)

売上高は、前期比0.5%増の464億1千4百万円となりました。各分野別の状況は次のとおりであります。

ガス関連機器

L P ガス関連は減少しました。2019年度から販売を開始した I o T 関連製品は順調に数を伸ばしておりますが、家庭用プロパンガスメーターが前期から需要下降期に入っており、このマイナスの影響が上回りました。都市ガス関連も減少となりました。前期に落ち込んだ国内向けの需要は回復しましたが、海外向けが減少しました。この結果、ガス関連機器の売上高は前期比1.9%減の225億4千9百万円となりました。

水道関連機器

入札における価格競争が引き続き厳しい状況ではありますが、官需向けは増加となりました。また、前期落ち込んだ国内民間市場は需要回復傾向が見られ、海外市場は前期に続き増加しました。加えて、原材料価格上昇に伴い、スクラップメーターの売却金額が例年より高水準となり、水道関連機器の売上高は前期比7.3%増の155億4千9百万円となりました。

民需センサー・システム

当社のコア技術を活かした電磁流量計や超音波流量計を中心とした液体・気体の各種センサーとシステムを、工場における省エネ・省資源管理や環境対策に向けて拡販を進めました。海外向け医療用センサーは前期並みにとどまりましたが、前期に落ち込んだ国内市場は需要回復の動きが見られ、民需センサー・システムの売上高は前期比7.3%増の27億7千9百万円となりました。

計 装

大口物件の確保により受注拡大を図るべく、営業体制の充実や提案力・施工能力の強化などを従前から推し進めてまいりました。当分野の市場環境に大きな変化はなく前期並みの受注を確保しましたが、電子部品等の資材調達難により数件が工期延長となりました。この結果、計装の売上高は前期比9.9%減の55億3千5百万円にとどまりました。

(特機関連事業)

特 機

売上高は、前期比4千万円増の6千9百万円となりました。

事業部門別売上高

(単位：百万円)

		第98期 (2021年3月期)	第99期 (当連結会計年度)	前 期 比	
				増減額	増減率(%)
計測器 関連事業	ガス関連機器	22,977	22,549	△ 427	△ 1.9
	水道関連機器	14,487	15,549	1,062	7.3
	民需センサー・システム	2,589	2,779	189	7.3
	計 装	6,140	5,535	△ 605	△ 9.9
	計	46,195	46,414	218	0.5
特機 関連事業	特 機	29	69	40	136.3
合 計		46,225	46,483	258	0.6

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資総額は8億1千4百万円であり、このうち主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

本社工場	水道メーター生産設備
岡崎工場	ガスメーター生産設備

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

	第96期 (2019年3月期)	第97期 (2020年3月期)	第98期 (2021年3月期)	第99期 (当連結会計年度)
売 上 高	46,722	48,118	46,225	46,483
経 常 利 益	3,803	3,215	3,298	3,814
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,829	2,354	2,987	2,789
1株当たり当期純利益	184円16銭	152円89銭	194円65銭	181円43銭
総 資 産	52,882	52,434	57,167	52,227
純 資 産	29,243	30,318	34,357	35,228

(注) 1. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

2. 当社は2022年2月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。各期を比較するため、第96期（2019年3月期）の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 対処すべき課題

今後の経済動向・事業環境につきましては、次のように考えております。

ワクチン接種・治療薬の普及により新型コロナウイルス感染症による経済への影響は限定的になるという見方もあるものの、変異株発生による感染再拡大の懸念は拭えず、不透明な状況が続くと見ております。

また、地政学及び為替変動リスクに加え、脱炭素化の潮流、IT・デジタル化の急進、ESG重視の加速などの課題も認識しておりますが、当社グループは「中期経営計画2023」の重点施策を推進することで、これに対処してまいります。

「中期経営計画2023」では、当社グループのミッションである「信頼・創造・奉仕の企業理念のもと、スマート社会に貢献するテクノロジーを磨き、お客様に新しい価値を創造し、提供し続けることで社会に貢献する。」の実現を目指し、3つの基本戦略に取り組んでまいります。

1つ目の「市場の拡大、事業領域拡大へのチャレンジ」においては、商品のスマート化促進とデータ配信サービスの拡大、海外市場向け商品競争力の強化とパートナーとの関係強化、公共施設向けセンサー・システムの販売・施工・メンテナンス力の強化を進めてまいります。2つ目の「基盤事業の競争力と収益力向上」においては、価格競争力の向上、お客様満足の向上、スマートメーターの生産対応に努めてまいります。3つ目の「経営力の強化」においては、スタッフ部門の生産性向上、全体最適のグループ経営、企業価値向上を推進してまいります。

なお、東京証券取引所の市場区分の見直しに関してはプライム市場を選択しており、今後は市場認知度の向上、流通株式の増加にも積極的に取り組んでまいります。

今後も当社グループをあげて、企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
(株) アイセイテック	460 ^{百万円}	100.0%	ガス関連機器及び水道関連機器の製造
アイチ梱包運輸(株)	20	100.0	物品の荷造梱包及び運送業務
大連愛知時計科技有 限 公 司	301	100.0	水道関連機器の製造・販売
アイチ木曾岬精工(株)	90	100.0	水道関連機器部品の製造
愛知時計電機 ベトナム 有限 会 社	1,194	100.0	ガス関連機器及び水道関連機器部品の製造

② 企業結合の成果

上記の5社を含めた当連結会計年度の連結売上高は464億8千3百万円、また、親会社株主に帰属する当期純利益は27億8千9百万円であります。

(6) 主要な事業内容

ガス関連機器、水道関連機器、民需センサー・システム、計装、特機の製造・販売

(7) 主要な営業所、事業所及び工場

① 当社

支 店	営 業 所	生産拠点等
東 京 支 店	高 松 営 業 所	本 社 工 場 (名 古 屋 市)
大 阪 支 店	金 沢 営 業 所	岡 崎 工 場
名 古 屋 支 店	広 島 営 業 所	北 海 道 工 場 (札 幌 市)
福 岡 支 店	釧 路 営 業 所	仙 台 工 場
札 幌 支 店	青 森 営 業 所	九 州 工 場 (福 岡 市)
仙 台 支 店	静 岡 営 業 所	
	千 葉 営 業 所	
	盛 岡 営 業 所	
	鹿 児 島 営 業 所	
	大 宮 営 業 所	
	岡 山 営 業 所	

② 主要な子会社

会社名	本社所在地	事業所
(株) アイセイトック	愛媛県今治市	本社、工場
アイチ梱包運輸(株)	名古屋市熱田区	本社
大連愛知時計科技 有限公司	中国・大連市	本社、工場
アイチ木曾岬精工(株)	三重県木曾岬町	本社、工場
愛知時計電機 ベトナム有限会社	ベトナム・ハイフォン市	本社、工場

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,780 名	△ 14 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,218 名	△ 9 名	43.6 歳	15.7 年

(9) 主要な借入先及び借入額

借入額に重要性がありませんので、記載を省略しております。

なお、取引金融機関と融資限度額を決めたコミットメントライン契約（融資限度額40億円）を締結しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 43,200,000株
 (注) 2022年2月1日付にて実施した株式分割(1株を3株に分割)に伴い、発行可能株式総数は28,800,000株増加しております。
- ② 発行済株式の総数 15,420,000株(うち自己株式85,254株)
 (注) 2022年2月1日付にて実施した株式分割(1株を3株に分割)に伴い、発行済株式の総数は10,280,000株増加しております。
- ③ 株主数 3,013名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本生命保険(株)	1,157,424	7.5
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	929,600	6.1
御法川 法 男	916,300	6.0
(株)三菱UFJ銀行	693,600	4.5
東邦瓦斯(株)	691,872	4.5
(株)みずほ銀行	637,150	4.2
愛知時計電機共栄会	611,800	4.0
明治安田生命保険(株)	603,600	3.9
三井住友信託銀行(株)	534,600	3.5
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	525,000	3.4

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(85,254株)を控除して算出しております。
2. 当社は、株式会社みずほ銀行の完全親会社である、株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式163,500株(出資比率0.01%)を所有しております。また、普通株式102,000株(出資比率0.00%)を、退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託しており、当該株式については、当社が議決権の指図権を留保しております。

3. 当社は、株式会社三菱UFJ銀行の完全親会社である、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式216,780株（出資比率0.00%）を所有しております。また、普通株式1,691,360株（出資比率0.01%）を、退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託しており、当該株式については、当社が議決権の指図権を留保しております。
4. 2021年12月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、重田光時氏他共同保有者1名が2021年12月8日現在で302,100株を保有されている旨が記載されておりますが、当社として2022年3月31日時点における実質所有者数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりです。
- 大量保有者 重田光時氏他共同保有者1名
 保有株式等の数 302,100株
 株券等保有割合 5.88%

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
 ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く。）	当社普通株式5,400株	8名

- ⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年12月23日の当社取締役会決議に基づき、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2022年1月4日から1月27日の間、東京証券取引所における市場買付により、20,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合は0.39%）の自己株式を総額111,472,000円で取得いたしました。

また、個人投資家層の拡大ならびに株式の流通の活性化を図るため、2022年2月1日付で、1株につき3株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
神田 廣一	代表取締役会長	
星加 俊之	代表取締役社長 社長執行役員	
大西 和光	取締役 専務執行役員	
高須 宏之	取締役 常務執行役員 技術担当	
國島 賢治	取締役 常務執行役員 生産本部長	
杉野 和記	取締役 上席執行役員 管理本部長兼総務部長	
吉田 豊	取締役 上席執行役員 R & D本部長	
安井 博司	取締役 上席執行役員 営業本部長	
松井 信行	取締役	リンナイ(株)社外取締役 名古屋国際工科専門職大学学長
服部 誠一	取締役	東海プレス工業(株)顧問
依田 耕治	常勤監査役	
辻 憲史	常勤監査役	
中村 修	監査役	

- (注) 1. 取締役のうち、松井信行及び服部誠一の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、依田耕治及び中村修の両氏は、社外監査役であります。
 3. 松井信行、服部誠一、依田耕治及び中村修の各氏につきましては東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4. 2022年4月1日付の組織変更に伴い、次のとおり取締役の担当に異動がありました。
- | | |
|------------------|---------|
| 代表取締役会長 | 星 加 俊 之 |
| 代表取締役社長 社長執行役員 | 國 島 賢 治 |
| 取締役 常務執行役員 | 高 須 宏 之 |
| 取締役 常務執行役員 管理本部長 | 杉 野 和 記 |
| 取締役 上席執行役員 技術担当 | 吉 田 豊 |
| 取締役 | 神 田 廣 一 |
| 取締役 | 大 西 和 光 |
5. 服部誠一氏は、2021年10月12日付で東海プレス工業株式会社の代表取締役社長に就任、2022年3月1日付で退任、同日付で顧問に就任いたしました。
6. 中村修氏は、2021年6月28日開催の東邦瓦斯株式会社の定時株主総会終結の時をもって、同社の監査役を退任しております。
7. 当社は、取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。なお、保険料は全額会社が負担しております。被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は役員報酬規程に基づき基本報酬、役員賞与及び譲渡制限付株式報酬により構成されております。

取締役の基本報酬は、世間水準、会社業績及び社員給与とのバランスを考慮して株主総会で決議した報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。

業績連動報酬である役員賞与は、企業の成長性・収益性を高めるためのインセンティブとして適切なものとするため、会社の業績に応じて取締役（社外取締役を除く。）に支給することとしております。当該業績に係る指標は、会社の収益状況を示す財務指標であることから連結経常利益を採用しており、その実績は8ページに記載の「1. (3) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。役員賞与の算定にあたっては、当該指標の対前期比増減率を勘案し、総合的に判断しております。

譲渡制限付株式報酬は、株価上昇及び業績向上への貢献意欲や、株主重視の経営姿勢を一層高めることを目的に付与しており、譲渡制限付株式報酬規程に基づき取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てられる譲渡制限付株式の株式数を算定し、取締役会において決定しております。

監査役の報酬は、基本報酬のみとし、株主総会で決議した報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。

なお、決定方針の決定方法は、指名・報酬等諮問委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2017年6月27日株主総会において年額240百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は2名）です。また、2020年6月24日株主総会において、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度の導入を決議しております。具体的には上記の取締役の金銭報酬の額とは別枠として取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は、2011年6月29日株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長の神田廣一が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の支給基準に基づく賞与の配分額とし、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、適切な判断が可能であると考えているためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、役員報酬規程及び譲渡制限付株式報酬規程の制定や、指名・報酬等諮問委員会設置等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の基本報酬と譲渡制限付株式報酬の比率、個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	288 (14)	207 (14)	57 (-)	24 (-)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	46 (26)	46 (26)	-	-	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の業績連動報酬の額には、第99回定時株主総会において決議予定の、当事業年度に係る取締役賞与の支払に対する引当金繰入額（取締役8名に対し57百万円）が含まれております。
3. 2021年6月22日の取締役会において、2021年7月27日を処分期日とする譲渡制限付株式報酬としての自己株式（当社普通株式5,400株）の処分を決議しており、処分価格の総額は22百万円であります。
4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。なお、対象取締役に対する報酬として支給する金銭報酬債権の総額は年額30百万円以内とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年10,000株以内であります。また、対象取締役とは、当社の取締役の地位を退任または退職等する日までの間、本制度に基づき発行または処分を受けた普通株式について、譲渡等の処分を行うことができない旨の契約を締結しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職先	当社との関係
松井信行	リンナイ株式会社 社外取締役	リンナイ株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
	名古屋国際工科専門職大学 学長	名古屋国際工科専門職大学と当社との間には、特別の関係はありません。
服部誠一	東海プレス工業株式会社 顧問	東海プレス工業株式会社と当社とは、製品の仕入の取引があります。

- (注) 中村修氏は、2021年6月28日開催の東邦瓦斯株式会社の定時株主総会終結の時をもって、同社の監査役を退任しております。なお、東邦瓦斯株式会社と当社とは、製品の販売、商品の仕入等の取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
松井 信行	10回開催された取締役会の全てに出席し、議案審議に関連して、学識者として培われた高い見識に基づき、特に技術・開発面において専門的な立場から、適宜質問、意見等の発言を行いました。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場から、役員候補者の選定及び役員報酬決定における監督に努めております。
服部 誠一	10回開催された取締役会の全てに出席し、議案審議に関連して、海外事業会社における豊富な経営経験、また、商社で培われた幅広い見識をもとに、当社経営の全般につき、適宜質問、意見等の発言を行いました。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場から、役員候補者の選定及び役員報酬決定における監督に努めております。
依田 耕治	各10回開催された取締役会及び監査役に各9回出席し、議案審議に関連して、経営の透明性確保と経営監視、監視機能を高めるための必要な助言・提言を行いました。また、常勤監査役として社内の重要会議への出席、主要な事業所への往査等を行い、助言・提言を行いました。さらに、財務及び会計に関する経験と見識に基づき、適宜質問、意見等の発言を行いました。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場から、役員候補者の選定及び役員報酬決定における監督に努めております。
中村 修	各10回開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、取締役の業務執行の適正性の確保及び経営の透明性確保と経営監視、並びに監査機能の充実のための助言・提言を行いました。また、上場企業の監査役としての経験と知見から議案審議等に適宜助言又は提言を行いました。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場から、役員候補者の選定及び役員報酬決定における監督に努めております。

③ 責任限定契約の内容の概要

各社外役員は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 上記②には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である地方公営企業会計法適用に関するアドバイザーサービス業務に対する報酬等が含まれています。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、必要な検証を行った結果、妥当と判断し会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	32,904	流動負債	10,744
現金及び預金	10,737	支払手形及び買掛金	3,521
受取手形	3,248	電子記録債務	2,838
売掛金	9,063	短期借入金	298
契約資産	247	一年内返済予定の長期借入金	406
製品	1,431	リース債務	153
仕掛品	7,557	未払法人税等	806
原材料及び貯蔵品	290	役員賞与引当金	57
その他	334	その他	2,663
貸倒引当金	△ 6	固定負債	6,254
固定資産	19,323	長期借入金	27
有形固定資産	7,990	リース債務	332
建物及び構築物	4,436	退職給付に係る負債	5,851
機械装置及び運搬具	1,109	資産除去債務	6
土地	1,498	その他	37
リース資産	383	負債合計	16,999
建設仮勘定	350	純資産の部	
その他	212	株主資本	32,789
無形固定資産	76	資本金	3,218
リース資産	58	資本剰余金	311
その他	17	利益剰余金	29,407
投資その他の資産	11,256	自己株式	△ 147
投資有価証券	6,879	その他の包括利益累計額	2,426
長期貸付金	1	その他有価証券評価差額金	2,055
退職給付に係る資産	2,583	為替換算調整勘定	110
繰延税金資産	1,437	退職給付に係る調整累計額	259
その他	359	新株予約権	12
貸倒引当金	△ 4	純資産合計	35,228
資産合計	52,227	負債純資産合計	52,227

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		46,483
売 上 原 価		34,905
売 上 総 利 益		11,577
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,290
営 業 利 益		3,287
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	203	
そ の 他 の 収 益	424	627
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33	
そ の 他 の 費 用	66	100
経 常 利 益		3,814
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,814
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	994	
法 人 税 等 調 整 額	30	1,025
当 期 純 利 益		2,789
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,789

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	30,814	流動負債	10,814
現金及び預金	9,154	支払手形	55
受取手形	3,248	買掛金	3,769
売掛金	9,057	電子記録債務	2,842
契約資産	247	短期借入金	298
製品	1,431	一年内返済予定の長期借入金	406
仕掛品	6,836	リース債務	153
原材料及び貯蔵品	245	未払金	164
その他	600	未払費用	2,054
貸倒引当金	△ 6	未払法人税等	785
固定資産	18,146	役員賞与引当金	57
有形固定資産	5,808	預り金	17
建物	3,019	その他	210
構築物	176	固定負債	5,765
機械及び装置	730	長期借入金	27
車両運搬具	6	リース債務	332
工具、器具及び備品	188	退職給付引当金	5,373
土地	952	資産除去債務	6
リース資産	383	その他	26
建設仮勘定	349	負債合計	16,579
無形固定資産	74	純資産の部	
リース資産	58	株主資本	30,313
電話加入権	15	資本金	3,218
投資その他の資産	12,263	資本剰余金	306
投資有価証券	6,805	資本準備金	306
関係会社株式	1,870	利益剰余金	26,936
関係会社長期貸付金	130	利益準備金	585
長期前払費用	20	その他利益剰余金	26,351
前払年金費用	1,768	固定資産圧縮積立金	354
繰延税金資産	1,489	別途積立金	20,586
その他	185	繰越利益剰余金	5,410
貸倒引当金	△ 4	自己株式	△ 147
資産合計	48,961	評価・換算差額等	2,055
		その他有価証券評価差額金	2,055
		新株予約権	12
		純資産合計	32,381
		負債純資産合計	48,961

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		46,359
売 上 原 価		35,529
売 上 総 利 益		10,830
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,005
営 業 利 益		2,824
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	524	
そ の 他 の 収 益	430	955
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33	
そ の 他 の 費 用	46	80
経 常 利 益		3,699
税 引 前 当 期 純 利 益		3,699
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	935	
法 人 税 等 調 整 額	25	960
当 期 純 利 益		2,739

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

愛知時計電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木晴久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤巨樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛知時計電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛知時計電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

愛知時計電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴久
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 巨樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛知時計電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

愛知時計電機株式会社 監査役会

常勤監査役 依田 耕 治 ㊞

常勤監査役 辻 憲 史 ㊞

監 査 役 中 村 修 ㊞

(注) 常勤監査役依田耕治、監査役中村修は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第99期の期末配当につきましては、株主各位への安定的な配当の継続を重視し、また当期の業績に応じた利益還元を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたしたいと存じます。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通配当として1株につき26円とさせていただきたいと存じます。

なお、その配当総額は398,703,396円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、社外取締役2名を含む取締役全員（10名）は任期満了となりますので、経営体制の効率化及び取締役会の独立性確保の観点から、取締役全体の員数を1名減員するとともに社外取締役の員数を1名増員し、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ほし か とし ゆき 星 加 俊 之 (1955年11月25日)	1978年4月 当社入社 2006年4月 当社名古屋支店長 2008年6月 当社執行役員大阪支店長 2011年4月 当社執行役員営業統括本部公共SS営業本部長 2014年6月 当社上席執行役員生産統括本部副統括本部長兼ガス機器製造部長 2015年4月 当社上席執行役員生産本部副本部長兼ガス機器製造部長 2015年6月 当社取締役上席執行役員生産本部長兼ガス機器製造部長 2016年6月 当社取締役常務執行役員生産担当・生産本部長 2017年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2022年4月 当社代表取締役会長(現任)	33,300株
2	くに しま けん じ 國 島 賢 治 (1963年9月22日)	1986年4月 当社入社 2007年6月 当社広報秘書室長 2008年4月 当社秘書室長兼総務本部副本部長 2009年6月 当社管理統括本部総務人事本部長 2010年4月 当社営業統括本部名古屋支店長 2012年4月 当社営業統括本部東京支店副支店長 2013年6月 当社執行役員営業統括本部東京支店長 2017年6月 当社執行役員岡崎工場長兼生産本部ガス機器製造部長 2019年4月 当社上席執行役員岡崎工場長兼生産本部ガス機器製造部長 2020年4月 当社上席執行役員生産本部長 2020年6月 当社取締役上席執行役員生産本部長 2021年4月 当社取締役常務執行役員生産本部長 2022年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)	6,300株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	たか す ひろ ゆき 高須 宏之 (1954年7月16日)	1978年4月 当社入社 2005年4月 当社生産技術本部長 2007年6月 当社執行役員生産技術本部長 2008年4月 当社執行役員生産本部副本部長 2009年6月 当社執行役員生産統括本部副統括本部長 2010年4月 当社執行役員生産統括本部技術本部長 2011年11月 当社執行役員社長付改革推進担当 2013年6月 当社取締役常務執行役員技術担当 2014年6月 当社取締役上席執行役員技術担当 2018年4月 当社取締役常務執行役員技術担当 2022年4月 当社取締役常務執行役員社長補佐(現任)	26,700株
4	すぎ の かず き 杉野 和記 (1958年2月24日)	1981年4月 株式会社日本興業銀行入行 2002年4月 株式会社みずほ銀行経営企画部参事役 2002年10月 同行神戸中央支店副支店長 2006年5月 株式会社みずほフィナンシャルグループ管理部次長 2009年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部副統括本部長 2010年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部副統括本部長兼総務人事本部長兼秘書室長 2011年4月 当社取締役常務執行役員管理統括本部副統括本部長兼営業統括本部副統括本部長兼ガス関連営業本部長 2012年5月 当社取締役常務執行役員管理統括本部副統括本部長兼総務人事本部長 2013年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長兼総務人事本部長 2014年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2014年6月 当社取締役上席執行役員管理担当・管理本部長 2018年4月 当社取締役上席執行役員管理本部長 2019年10月 当社取締役上席執行役員管理本部長兼総務部長 2022年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長(現任)	25,200株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	よし だ ゆたか 吉田 豊 (1958年10月29日)	1987年1月 当社入社 2009年4月 当社営業統括本部営業開発本部長 2012年4月 当社R & D本部副本部長 2013年6月 当社執行役員R & D本部副本部長 2013年10月 当社執行役員品質保証本部長 2014年4月 当社執行役員営業統括本部国際営業本部長 2015年4月 当社執行役員営業本部国際営業部長 2017年6月 当社取締役上席執行役員R & D本部長 2022年4月 当社取締役上席執行役員技術担当(現任)	9,600株
6	やす い ひろ し 安井 博司 (1960年1月12日)	1985年4月 当社入社 2007年6月 当社計測器営業本部企画調整室長兼計装営業本部副本部長 2008年4月 当社営業本部営業開発部長 2010年4月 当社営業統括本部営業開発本部副本部長兼民需計装営業部長 2014年6月 当社執行役員営業統括本部産業システム営業本部長 2015年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼産業システム営業本部長兼業務推進室長 2017年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼ガス営業推進部長 2017年6月 当社上席執行役員営業本部副本部長兼ガス営業推進部長 2019年4月 当社上席執行役員営業本部長 2019年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長(現任)	6,600株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> まつ い のぶ ゆき 松井 信行 (1943年5月7日)	1968年3月 名古屋工業大学(現国立大学法人名古屋工業大学)大学院工学研究科電気工学専攻修士課程修了 1976年7月 東京工業大学(現国立大学法人東京工業大学)工学博士 1985年4月 名古屋工業大学工学部教授(電気情報工学科) 2004年1月 同大学学長 2010年4月 国立大学法人愛知教育大学監事、愛知県顧問(産業労働部) 2012年4月 学校法人中部大学理事長付特任教授 2015年6月 当社取締役(現任) 2021年4月 名古屋国際工科専門職大学学長(現任) (重要な兼職の状況) リンナイ株式会社 社外取締役 名古屋国際工科専門職大学 学長	- 株
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> はつ とり せい いち 服部 誠一 (1951年4月14日)	1975年4月 岡谷鋼機株式会社入社 1997年3月 同社名古屋本店メカトロ部機能部材室長 2008年5月 同社取締役兼 Union Autoparts Manufacturing Co.,Ltd.社長 2011年5月 同社取締役タイ地区担当兼 Union Autoparts Manufacturing Co.,Ltd.社長 2014年5月 同社取締役名古屋本店副本店長委嘱 2015年5月 同社顧問兼東海プレス工業株式会社代表取締役社長 2016年6月 当社取締役(現任) 2021年2月 東海プレス工業株式会社代表取締役副社長 2021年10月 同社代表取締役社長 2022年3月 同社顧問(現任) (重要な兼職の状況) 東海プレス工業株式会社 顧問	- 株
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> おか だ ち え 岡田 千絵 (1970年10月3日)	1998年4月 弁護士登録 中根常彦法律事務所入所 2003年10月 鹿倉法律事務所パートナー(現任) 2006年10月 名古屋簡易裁判所・民事調停官(非常勤裁判官) 2015年10月 愛知労働局紛争調整委員会委員 (重要な兼職の状況) 株式会社エムジーホーム 監査役 国立大学法人愛知教育大学 監事	- 株

- (注) 1. 当社は服部誠一氏が顧問である東海プレス工業株式会社との間に製品の仕入の取引があります。そのほか、各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 星加俊之、國島賢治の両氏は、代表取締役として経営を担う豊富な経験を有しており、引き続きこれらの経験、実績を活かして当社経営を担うことが期待され、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
3. 高須宏之、杉野和記、吉田 豊、安井博司の各氏は、各自の担当部門に関する幅広い経験、見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
4. 松井信行、服部誠一、岡田千絵の各氏は、社外取締役候補者であります。
5. 松井信行氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、名古屋工業大学の教授や学長を歴任され、また、2021年4月1日から名古屋国際工科専門職大学の学長に就任され、学識者としての高い知識を有しており当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、学識者としての見識を活かした独立した立場からの経営の監視・監督機能の充実を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 服部誠一氏は、海外事業会社の経営に携わられた豊富な経験、また、金属、機械商社で培われた幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能の充実を期待できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社は服部誠一氏が顧問である東海プレス工業株式会社との間に製品の仕入の取引があります。また、当社は同氏が過去に業務執行者であった岡谷鋼機株式会社との間に材料、商品の仕入、製品の販売等の取引があります。
7. 岡田千絵氏は、弁護士としてご活躍され、法務面を中心とするガバナンスに対する豊富な経験及び幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能の充実を期待できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
8. 松井信行氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。また、服部誠一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
9. 当社は、松井信行、服部誠一の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合には、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。岡田千絵氏が選任された場合には、当社は岡田千絵氏との間で当該契約を締結する予定であります。
10. 当社は、松井信行、服部誠一の両氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。岡田千絵氏が選任された場合には、当社は岡田千絵氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者（岡田千絵氏を除く。）は、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、各氏の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、岡田千絵氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、本議案に基づく取締役の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
12. 岡田千絵氏の戸籍上の氏名は、鹿倉千絵であります。

(ご参考) 第3号議案をご承認いただいた場合の取締役会の構成

各取締役候補者の知識・経験・能力等を踏まえ、特に期待される項目に●印をつけています。

氏名	地位及び担当	経営	財務・会計	営業・ マーケティング	海外ビジネス	開発・品質	製造・調達	法務・ ガバナンス
星加 俊之	代表取締役会長	●	●					●
國島 賢治	代表取締役社長 社長執行役員	●	●					●
高須 宏之	取締役 常務執行役員 社長補佐	●				●	●	
杉野 和記	取締役 常務執行役員 管理本部長		●		●			●
吉田 豊	取締役 上席執行役員 技術担当			●		●	●	
安井 博司	取締役 上席執行役員 営業本部長			●	●			
松井 信行	社外取締役	●				●	●	
服部 誠一	社外取締役	●		●	●			
岡田 千絵	社外取締役	●	●					●

※上記一覧表は、各取締役候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役（社外取締役を除く。）8名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額57百万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、当社は、15ページに記載のとおり、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっていることから、相当なものであると判断しており、各取締役に対する支給金額につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額及び付与株数の上限改定の件

当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)につき、2020年6月24日開催の第97回定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てのための報酬額を年額30百万円以内、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数を年30,000株以内とご決議いただき今日に至っております。

なお、「発行又は処分する普通株式の総数を年30,000株以内」につきましては、2022年2月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことに伴い、2020年6月24日開催の第97回定時株主総会で決議された本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数「年10,000株以内」を当該株式分割の割合に応じて「年30,000株以内」に調整したものです。

今般、当社の業績及び当社株価の状況、外部環境等諸般の事情を考慮いたしまして、より株式報酬の割合を増やすことにより、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲をより高めるため、譲渡制限付株式の割当てのための報酬額を年額50百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、譲渡制限付株式の割当てのための報酬額の上限の変更に伴いまして、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数を年50,000株以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、「第6号議案 取締役の報酬額改定の件」としてご承認をお願いする報酬額(年額220百万円以内、うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額の改定についてのご承認をお願いするものです。

現在の対象取締役は8名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

当社は、15ページに記載のとおり、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておりません。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっていることから、相当なものであると判断しております。

本制度の内容は、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額及び付与株数の総数の上限を除き、2020年6月24日開催の第97回定時株主総会においてご承認いただいた内容から変更はなく、その概要は以下のとおりです。本制度に基づく報酬について、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬等諮問委員会の審議を経た上で、取締役会において決定することといたします。

<本制度の概要>

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年50,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、これによる普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」という。）。

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から任期満了等による退任又は退職等する時までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

2. 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

3. 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中に、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記2. で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

4. 組織再編等における取扱い

上記1. の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

5. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2017年6月27日開催の第94回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社の業績及び当社株価の状況、外部環境等諸般の事情を考慮いたしまして、より株式報酬の割合を増やすことにより、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲をより高めるため、取締役の報酬額を年額220百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、「第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額及び付与株数の上限改定の件」としてご承認をお願いする報酬額（年額50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠として、取締役の報酬額の改定についてのご承認をお願いするものです。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

当社は、15ページに記載のとおり、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておりません。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっていることから、相当なものであると判断しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

会場 名古屋市中区栄二丁目10番19号 名古屋商工会議所（3階 第5会議室）
電話（052）223-5620



交通のご案内

地下鉄東山線

地下鉄鶴舞線

伏見駅

5番出口



徒歩約5分

名古屋商工会議所

※駐車場はございませんので公共の交通機関をご利用ください。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。